

## 施設使用料改定のお知らせ

リサイクルセンターへごみを搬入する場合にかかる施設使用料及び、衛生センターへのし尿等搬入にかかる施設使用料を下記のとおり、改定しますので、お知らせします。

今回の使用料改定は、処理コストと費用負担の適正化と近隣の自治体との料金水準のバランスを図り、圏域外のごみの流入の抑制を図る観点から、使用料金を改定させていただくものです。衛生センターの使用料金についても長年改定されておらず、処理コストと費用負担の適正化のため、今回、改定を行うものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**改定日 令和4年4月1日**

### 【使用料の改定内容】

#### 1 リサイクルセンター（クリンクルはくい）

##### 家庭ごみ

区分	改定後	改定前	備考
基本額	50 kg以下 500 円	50 kg以下 300 円	別途消費税等相当額が加算されます。
加算額	基本額 50 kgを超えた場合 500 kgまで 10 kgごとに 100 円	基本額 50 kgを超えた 場合 10 kgごとに 60 円	
	500 kgを超えた場合 500 kgを超えた分 10kg ごとに 150 円		

##### 事業系一般廃棄物

区分	改定後	改定前	備考
基本額	50 kg以下 1,200 円	50 kg以下 1,000 円	別途消費税等相当額が加算されます。
加算額	基本額 50 kgを超えた場合 10 kg ごとに 240 円	基本額 50 kgを超えた 場合 10 kg ごとに 200 円	

※産業廃棄物については従来どおり搬入できません。

#### 2 衛生センター

区分	改定後	改定前	備考
1 トンにつき	300 円	150 円	別途消費税等相当額が加算されます。

この料金は、し尿汲み取り業者等が衛生センターへ搬入する場合の料金です。皆様が汲み取り業者に支払う料金ではありません。